

民生委員・児童委員及び主任児童委員の審査基準（年齢要件）見直しについて

1 本市の運用

- ・現在、久留米市では、国・県の基準に準拠し、「民生委員・児童委員は75歳未満の者を、主任児童委員は55歳未満の者を選任するよう努めること」と規定（民生委員・児童委員審査基準、主任児童委員審査基準）
- ・年齢要件を超える者を推薦する場合、地区推薦協議会からの理由書添付により対応

2 現状・課題

（主任児童委員）

- ・本市の主任児童委員の6割以上が年齢要件（55歳未満）を満たしていない
- ・年齢要件（55歳未満）を理由に、主任児童委員を辞任した方が存在

（民生委員・児童委員）

- ・審査基準（年齢要件）の運用が形骸化し、地区推薦協議会の理由書添付が負担
- ・年齢要件は全国的な問題

3 見直しの経緯

市民生委員推薦会（R1.9、R2.6）にて、年齢要件の緩和や撤廃に関する意見があった。

4 意見聴取の状況

民生委員推薦会での意見を受け令和2年10月、市民児協正副会長・民生委員推薦会・社会福祉審議会民生委員専門分科会から、年齢要件について意見聴取を行った。

（主任児童委員）

- ・55歳は働いてある方も多し。子どもを取り巻く環境は悪化し、主児の活動時間も増えているので、働いている方では時間の確保が難しい所もあるので、引き上げが必要。
- ・定年も延長している社会状況。定例会など昼間に行われており、働いている人は参加しにくいので引き上げが必要。
- ・校区で主児を選ぶ際55歳では苦慮している。市の基準なら変更して欲しい。
- ・主児は就学児の子がいると推薦しづらい雰囲気も一部にはあるので、引き上げが必要
- ・あまり高いと、孫が義務教育となる場合もありバランスが難しい。
- ・55歳と決まっているため辞めた方がいた。60歳くらいに引き上げてみては。
- ・あまり高すぎるものいかがと思うので、65歳くらいが適当でないか。

（民生委員・児童委員）

- ・民生委員の75歳はそのままよいと思う。

5 見直し等方針（案）

以上のことから、久留米市の審査基準について、次のように見直しを行いたい。

- (1) 主任児童委員審査基準を改正し、年齢要件の「55歳未満」を「65歳未満」に改める。
- (2) 民生委員・児童委員の年齢要件（75歳未満）は、変更しない。
- (3) 「推薦調書の記入要領」を修正し、年齢要件以上の者を推薦する場合の「理由書の添付」に関する記載を削除（理由書の添付は不要）する。

6 今後のスケジュール

時期	内容
R3. 10	対応案について、市推薦会、専門分科会で説明
R3. 11	対応方針を決定 審査基準・記入要領の改正
R3. 12	民児協会長会説明 地区推薦協議会へ周知（令和4年4月1日委嘱分より適用）

参 考

【中核市の状況】

民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>年齢要件</u> <u>あり 49市</u> ・なし 0市 (76歳以上 2市、<u>75歳 32市</u>、74歳以下 15市) ・<u>年齢要件を超えた選出</u> 不可 4市 <u>可 45市</u> (うち、制限なし 11市、<u>回数制限あり 25市</u>、意見書 9市)
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>年齢要件</u> <u>あり 48市</u> なし 1市 (56歳以上 12市、<u>55歳 36市</u>) ・<u>年齢要件を超えた選出</u> 不可 4市 <u>可 44市</u> (うち、制限なし 15市、<u>回数制限あり 24市</u>、意見書 5市)

(出典：R2.6 岐阜市調査)

【通知・基準等】

(国)

○民生委員・児童委員の選任について（一部抜粋）

(昭和37年8月23日)

(各都道府県知事・各指定都市の市長あて厚生事務次官通達)

第1 民生委員・児童委員の適格要件

将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75歳未満の者を選任するよう努めること。
 なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものである
 ので留意すること。

○主任児童委員選任要領（一部抜粋）

(平成13年11月30日)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

2 推薦の基準

(3) 原則として、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものである
 ので留意すること。

(県)

○福岡県民生委員・児童委員選任基準（一部抜粋）

第2 民生委員・児童委員の適格要件

- 2 男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、新任者は、75歳未満の者を選任するよう努めること。

ただし、他に適任者がおらず、かつ、被推薦者の健康状態等を十分検討した結果、今後の活動に支障がないと認められる場合は、この限りではない。

○福岡県主任児童委員選任基準（一部抜粋）

- 3 原則として、新任者は、55歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

○諸様式の記載上の留意事項（一部抜粋）

- 3 民生委員・児童委員推薦調書（様式3号）／主任児童委員推薦調書（様式6号）

- (6) 被推薦者の年齢が、新任であって、地区担当民生委員は75歳以上、主任児童委員は55歳以上の場合には、他に適任者がいない理由について市町村民生委員推薦会委員長及び市町村長連名の意見書を添付すること。ただし、年齢超過の者の推薦については、真にやむを得ない特段の事情のある場合にのみ例外的に認められるものであること。意見書は、1人につき1枚作成すること。

（再任の場合は、意見書の提出は不要）

(市)

○久留米市民生委員・児童委員審査基準（一部抜粋）

- 5 将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

○久留米市主任児童委員審査基準（一部抜粋）

- 5 原則として55歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

○民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦調書の記入要領（一部抜粋）

- 2 民生委員・児童委員推薦調書（様式3号）／主任児童委員推薦調書（様式6号）

- (11) 新任・再任とも、年齢要件（民生委員・児童委員：75歳、主任児童委員：55歳）以上の者を推薦する場合は、その理由について、1人につき1枚、地区推薦協議会委員長の理由書を添付してください。

